

災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）、学校法人読売理工学院（以下「乙」という。）及び警視庁富坂警察署（以下「丙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時滞在施設 災害時において区民等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものが一時的に滞在する施設をいう。
- (2) 垂直避難場所 風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において区民等が一時的に垂直方向に避難する滞在場所をいう。
- (3) ボランティア 乙の職員、学生等のボランティアであって、災害時において一時滞在施設又は垂直避難場所の運営に協力するものをいう。

（協力内容）

第3条 甲、乙及び丙は、次項から第13項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲、乙及び丙は、災害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該災害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 甲は、次項に規定する乙が有する施設内に戸別受信機を設置し、災害時に当該受信機を通じて甲の情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙が有する施設の一部を一時滞在施設又は垂直避難場所として、甲に提供するものとする。
- 5 乙は、災害時において一時滞在施設又は垂直避難場所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- 6 乙は、災害時に備え、ボランティアの募集に努めるものとする。この場合において、乙は、当該募集に応じた者のうち日常会話程度の外国語を話すことができるものを把握しておくものとする。
- 7 乙は、甲から要請があったときは、一時滞在施設又は垂直避難場所にボランティアを派遣するよう努めるものとする。

8 甲は、ボランティアの活動に必要な資器材の提供等を行うものとする。

9 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するよう努めるものとする。

10 乙は、災害時において一時滞在施設又は垂直避難場所に収容した区民等（以下「避難者」という。）に、乙の所有する備蓄物資及び応急医療資材（以下「備蓄物資等」という。）を提供するよう努めるものとする。

11 甲は、前項の規定により乙が提供する備蓄物資等が不足する場合その他必要があると認められた場合は、避難者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

12 丙は、甲及び乙に対し、第4項の規定により乙が提供する施設に関し、事前に災害対策に必要な事項を助言し、及び指導するものとする。

13 第2項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認められた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第4条 前条第4項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	面積	受入可能人数	
学校法人 読売理工学院	文京区小石川一丁目1番1号	2階	図書室	90㎡	27人
			応接室	38㎡	11人
			打合室	9㎡	2人
		3階	312製図室	107㎡	32人
			留学生相談室	30㎡	9人
		4階	405電気実験室	158㎡	47人
		5階	505介護実習室	109㎡	33人
			学生ラウンジ	118㎡	35人
			自習室	70㎡	21人
			就職相談室	20㎡	6人
		カウンセリング室	19㎡	5人	
		保健室	8㎡	2人	

2 乙施設に区民等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを区民等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。

（協力要請）

第5条 甲が第3条第4項、第5項、第7項又は第13項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第3条第4項、第5項及び第7項に規定する協力を乙に要請したときは、丙に対し、その旨を電話等の通信手段を用いて通知するものとする。

(一時滞在施設又は垂直避難場所の開設等)

第6条 乙は、災害時において甲から第3条第4項及び第5項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該乙施設を甲に提供する。

2 甲は、一時滞在施設又は垂直避難場所を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。

3 甲は、前項の規定により一時滞在施設又は垂直避難場所を開設するときは、乙の業務の妨げとならないよう配慮するものとする。

4 甲は、第2項の規定により一時滞在施設又は垂直避難場所を開設したときは、丙に対し、その旨を電話等の通信手段を用いて通知するものとする。

5 丙は、前項の規定による通知があったときは、必要な情報発信等を行い、区民等の迅速な避難行動を支援するものとする。

6 甲は、乙施設を一時滞在施設又は垂直避難場所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該一時滞在施設又は垂直避難場所を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 第3条第3項に規定する戸別受信機の設置に要する費用

(2) 一時滞在施設又は垂直避難場所の開設、管理及び運営に要する費用

(3) 第3条第10項の規定により乙が避難者に提供した備蓄物資等の購入に要する費用

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第8条 一時滞在施設又は垂直避難場所の開設期間は、災害時から起算して3日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として、当該期間を延長することができる。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設又は垂直避難場所を閉鎖するときは、乙施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び丙は、避難者以外の者に係る個人情報等を乙施設から持ち出してはならない。

2 乙は、この協定に基づく区民等の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(防災訓練の協力)

第11条 甲及び丙は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各1通を保有する。

令和3年9月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

東京都文京区小石川一丁目1番1号

乙 学校法人読売理工学院

代表者 理事長

松井 敏宏

東京都文京区小石川二丁目14番2号

丙 警視庁富坂警察署

代表者 富坂警察署長

鈴木 久恵